

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 コミュニティ助成事業の項補助対象経費の欄中「経費」の次に「及びコミュニティ活動のイベント実施に要する経費」を加え、同項補助要件の欄中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。